

東京都産科医等育成・確保支援事業実施要綱

(制定) 平成21年11月25日21福保医救第370号

(一部改定) 平成23年 9月30日23福保医救第757号

(目 的)

- 第1 この要綱は、実際に分娩を取り扱う病院、診療所及び助産所（以下「分娩施設」という。）及び産科・産婦人科医師が減少する現状に鑑み、地域でお産を支える産科医等に対し分娩手当等を支給することにより、処遇改善を通じて、急激に減少している産科医療機関及び産科医等の確保を図るとともに、臨床研修修了後の専門的な研修において、産科を選択する医師に対し、研修手当等を支給することにより、将来の産科医療を担う医師の育成を図ることを目的とする。

(事業の実施主体)

- 第2 都内で分娩を取り扱う病院、診療所及び助産所等

(補助対象施設)

- 第3 補助対象施設

1 産科医等確保支援事業

以下の要件をすべて満たすもの。

- (1) 就業規則及びこれに類するもの（雇用契約等）において、分娩を取り扱う産科・産婦人科医師及び助産師に対して、分娩取扱件数に応じて支給される手当（分娩手当等）について明記している分娩施設であること。

なお、個人が開設する分娩施設においては、開設者本人への手当の計上が会計処理上困難であることから、雇用する産科医等に対する手当の支給について、雇用契約等に明記しているなど、適当と認める場合は開設者本人についても対象とする。

- (2) 一分娩あたり、一般的に入院から退院までの分娩費用（分娩（管理・介助）料、入院費用、胎盤処理料及び処置・注射・検査料等をいう。）として徴収する額が55万円未満の分娩施設であること。（当該年度の正常分娩の金額を適用する。）

なお、妊産婦が任意で選択できる付加サービス料等については含めない。

2 産科医等育成支援事業

以下の要件をすべて満たすもの。

- (1) 医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項に規定する臨床研修修了後、産婦人科専門医の取得を目的として、指導医の下、研修カリキュラムに基づき研修を受けている者を受け入れている医療機関（社団法人日本産科婦人科学会が指定する卒後研修指導施設等）であること。
- (2) 就業規則、または雇用計画等において、産科専攻医の処遇改善を目的とした手当（研修医手当等）の支給について明記している医療機関であること。

（事業の内容）

第4 事業の内容

1 産科医等確保支援事業

地域でお産を支える産科医等に対し分娩手当等を支給すること。

2 産科医等育成支援事業

臨床研修修了後の専門的な研修において、産科を選択する医師に対し研修医手当等を支給すること。

第5 東京都による補助の実施

東京都は、本要綱に基づき、分娩手当等及び研修医手当等を支給する分娩を取り扱う病院、診療所、助産所等に対し、別に定めるところにより補助を行う。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、決定の日から施行し、平成23年4月1日から適用する。